

第 3 号報告 島本町税条例の一部を改正する条例の専決処分について

議案提出課 総務部 税務課

1 報告理由

会計年度末における地方税法等の一部改正に伴う必要な条例の改正を行うため、専決処分したもの。

2 報告の概要

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、所要の規定を整備するもの（第 23 条、第 60 条、第 82 条、第 103 条の 2 及び附則第 21 条の 2 関係）。
- (2) 軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しにより、所要の規定を整備するもの（第 77 条及び第 82 条関係）。
- (3) マイナ免許証の運用開始により、所要の規定を整備するもの（第 83 条関係）。
- (4) 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の適用期限の延長等により、所要の規定を整備するもの（附則第 15 条の 3 関係）。
- (5) その他、地方税法の改正等により、所要の規定を整備するもの。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

第 4 1 号議案 監査委員の選任につき同意を求めることについて

議案提出課 総合政策部 人事課

1 提案理由

監査委員を新たに選任するもの。

2 議案の概要

- (1) 氏 名 福 嶋 保 雄
- (2) 住 所 島本町山崎四丁目
- (3) 生 年 月 日 昭和 3 6 年 1 0 月 2 0 日
- (4) 根 拠 法 令 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 6 条第
1 項
- (5) 新任、再任の別 新任
- (6) 任 期 議員の任期の間